

一般競争入札を行いますので、京都市契約事務規則第5条の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成22年7月26日

京都市長 門川 大作

1 競争入札に付する事項

入札参加者は、次の(1)~(3)の工事のうちいずれか1件を選んだうえで、入札すること。

(1) 「善峰川他河川維持補修工事（5件一括）」

ア 工事名称

- (ア) 善峰川他河川維持補修工事
- (イ) 合場川他河川維持補修工事
- (ウ) 七瀬川調整池維持補修工事
- (エ) 七瀬川河川維持補修工事
- (オ) 西羽束師川河川維持補修工事

イ 工事場所

- (ア) 一級河川 善峰川他 京都市西京区大原野石見町 他地内
- (イ) 一級河川 合場川他 京都市伏見区石田大受町他地内
- (ウ) 一級河川 七瀬川（調整池） 京都市伏見区深草大亀谷大谷町他地内
- (エ) 一級河川 七瀬川 京都市伏見区深草大亀谷東久宝寺町他地内
- (オ) 一級河川 西羽束師川 京都市伏見区羽束師古川町他地内

ウ 工事概要

- (ア) 1(1)ア(ア) の工事について
 - a 善峰川 工事延長1,850メートル

除草工：一式，清掃工：一式，浚渫工：一式

- b 岩倉川 工事延長1,590メートル（本川：300メートル，長代川：1,290メートル）

除草工：一式，清掃工：一式

- c 白川 工事延長1,360メートル

除草工：一式，清掃工：一式

- d 旧安祥寺川 工事延長270メートル

除草工：一式，清掃工：一式，浚渫工：一式

- (イ) 1(1)ア(イ)の工事について

- a 合場川 工事延長1,815メートル

除草工：一式，清掃工：一式，浚渫工：一式，管理用通路工：一式

- b 西野山川 工事延長920メートル

除草工：一式，清掃工：一式

- (ウ) 施工延長410メートル

除草工：6,000平方メートル，清掃工：6,000平方メートル，浚渫工：15立法メートル，雑工：一式

- (エ) 工事延長1,065メートル

除草工：一式，清掃工：一式，植栽維持工：一式，浚渫工：一式

- (オ) 工事延長5,200メートル

除草（肩掛式）：18,200平方メートル，植栽維持工：一式，河川土工：一式，清掃工：一式，付属物設置工：一式，撤去物処理工：一式，

エ 工期

1(1)ア(ア)～(オ)のいずれも契約の日から120日以内

オ 支払条件

(ア) 前金払

(1)ア(イ)はなしとし、(1)ア(ア) , (ウ) , (エ) 及び(オ) については、請負金額の4割を超えない範囲内（中間前払金については2割を超えない範囲内）の額を支払う。ただし、部分払を請求した後は、中間前払金を請求することはできないこととする。

(イ) 部分払

(1)ア(ア) ～(オ) とともに、出来形部分に相応する部分払については、必要に応じて行うこととする。ただし、中間前払金を請求した後は、部分払を請求することはできないこととする。

(2) 「新川河川維持補修工事（5件一括）」

ア 工事名称

- (ア) 新川河川維持補修工事
- (イ) 東高瀬川河川維持補修（その1）工事
- (ウ) 河川維持補修工事（普通河川荒木川他）
- (エ) 道路改良工事（公共関連）その6
- (オ) （竹田地区）竹田公園造成工事

イ 工事場所

- (ア) 一級河川 新川 京都市西京区下津林中島町他地内
- (イ) 一級河川 東高瀬川 京都市伏見区竹田久保町他地内
- (ウ) 京都市西京区御陵荒木町他地内
- (エ) 主要府道 大山崎大枝線 京都市西京区大枝西長町 他 地内
- (オ) 京都市伏見区竹田中島町20番地 地内

ウ 工事概要

- (ア) 工事延長2, 200メートル

機械除草：4, 200平方メートル, 散在塵芥収集：14, 800平方メートル, 機械浚渫：42立法メートル

(イ) 工事延長1, 785メートル

人力除草工：5, 100平方メートル, 機械除草工：1, 000平方メートル, 散在塵芥処理工：9, 600平方メートル, 堆積塵芥処理：5立法メートル, 土砂掘削（機械浚渫）：21立法メートル

(ウ) 工事延長：1, 861メートル

荒木川・鴨谷川（除草工）：4, 200平方メートル, 小塩川（除草工）：1, 700平方メートル, 上里川・北川（除草工）：4, 100平方メートル, 新池（除草工）：4, 900平方メートル, 椎ノ木川（除草工）：800平方メートル, 北川・椎ノ木川（浚渫工）：65立法メートル

(エ) 工事延長1, 430メートル

オーバーレイ工：80平方メートル, 立入防止柵工：15メートル, 排水施設清掃工：190メートル, 除草工：21, 500平方メートル

(オ) 造成面積3, 800平方メートル

準備工：一式, 整地工：一式, 盛土工：一式, 雨水排水施設工：一式, 舗装工：一式

エ 工期

(ア) 契約の日から120日以内

(イ) 契約の日から120日以内

(ウ) 契約の日から150日以内

(エ) 契約の日から平成23年3月15日まで

(オ) 契約の日から平成23年3月15日まで

オ 支払条件

(ア) 前金払

(2)ア(ア) 及び(イ) についてはなしとし，(2)ア(ウ) ， (エ) 及び(オ) については，請負金額の4割を超えない範囲内（中間前払金については2割を超えない範囲内）の額を支払う。ただし，部分払を請求した後は，中間前払金を請求することはできないこととする。

(イ) 部分払

(2)ア(ア) ～(オ) とともに，出来形部分に相応する部分払については，必要に応じて行うこととする。ただし，中間前払金を請求した後は，部分払を請求することはできないこととする。

(3) 「瀬戸川他河川維持補修工事（3件一括）」

ア 工事名称

- (ア) 瀬戸川他河川維持補修工事
- (イ) 京都市立大原小中学校 擁壁改修工事
- (ウ) 平成の京町家普及・促進事業 ただし，旧高瀬川跡地整備工事
- (エ) 歩道整備工事（嵯峨緯4 1号線）

イ 工事場所

- (ア) 一級河川 瀬戸川他 京都市右京区嵯峨鳥居本中筋町他地内
- (イ) 京都市左京区大原来迎院町2 2番地 他
- (ウ) 京都市下京区上之町地内 ほか
- (エ) 一般市道 嵯峨緯4 1号線 京都市右京区嵯峨観空寺久保殿町他 地内

ウ 工事概要

- (ア) 工事延長2，6 1 5メートル

除草工：一式，浚渫工：一式，附属物設置工：一式，雑工：一式，清掃工：一式，撤去物処理工：一式

(イ) 擁壁改修工事：一式，重力式擁壁：一式，構造物取壊し：一式，防球ネット工：一式，植栽工：一式，グラウンド舗装復旧：一式

(ウ) 旧高瀬川跡地整備工事：一式

土工（掘削工）：一式，土工（埋戻工及び盛土工）：一式，撤去工（舗装版破碎掘削積込）：一式，撤去工（コンクリート構造物取壊し工）：一式，撤去工（周辺施設撤去工）：一式，その他：一式

(エ) 工事延長 227メートル

透水性舗装工：191平方メートル，現場打側溝工：81メートル，歩車道境界ブロック工：233メートル，街渠板工：233メートル，集水柵工：9箇所，街路樹撤去：20本

エ 工期

(ア) 契約の日から120日以内

(イ) 契約の日から平成23年3月15日まで

(ウ) 着工命令の日から90日以内

(エ) 契約の日から150日以内

オ 支払条件

(ア) 前金払

(3)ア(ア)についてはなしとし，(3)ア(イ)，(ウ)及び(エ)については，請負金額の4割を超えない範囲内（中間前払金については2割を超えない範囲内）の額を支払う。ただし，部分払を請求した後は，中間前払金を請求することはできないこととする。

(イ) 部分払

(3)ア(ア)～(エ)ともに，出来形部分に相応する部分払については，必要に応じて行うこととする。ただし，中間前払金を請求した後は，部分払を請求

することはできないこととする。

2 本件入札に関する問い合わせ先

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市行財政局財政部契約課工事契約担当

(電話075-222-3313)

3 入札参加資格に関する事項

本件入札の一般競争入札参加資格確認申請書を提出する日において、現に京都市契約事務規則（以下「規則」という。）第4条第1項に規定する一般競争入札有資格者名簿又は同規則第22条第1項に規定する指名競争入札有資格者名簿に登載されている者であって、同日（(3)にあつては、公告の日から開札の日までの間）において、次に掲げるすべての条件を満たす者

(1) 京都市競争入札等取扱要綱（以下「要綱」という。）第3条に基づき、平成22年度競争入札参加有資格者格付（土木工事）においてE等級に登録されていること。ただし、既に実施した次のア～キに係る入札の落札者は参加できないものとする。

ア 「路肩整備工事（修道緯11号線）」（市道 修道緯11号線 京都市東山区妙法院前側町 地内）（平成21年11月19日開札）

イ 「路肩整備（その2）工事（市道松尾山田経17号線）（2件一括）」（京都市西京区山田平尾町地内）（平成21年11月19日開札）

ウ 「京都市崇仁ストック（空き地）活用事業 ただし、崇仁駐車場整備工事」（京都市下京区上之町6番地ほか及び下之町56番地ほか）（平成21年12月18日開札）

エ 「橋梁改良工事（笹部橋（その1））」（一般市道笹部町線 京都市右京区

京北宮町 地内) (平成21年12月18日開札)

オ 「一・三・25鴨川東岸線(第2工区)道路改良(その2)工事(2件一括)」(京都市東山区福稲柿本町他地内) (平成22年2月25日開札)

カ 「京都市立春日丘中学校道路及び水路改修工事」(京都市伏見区日野谷寺町50番地 他) (平成22年2月26日開札)

キ 「伏見西部第五地区 排水機場外構(その1)工事」(京都市伏見区納所北城堀他地内) (平成22年2月26日開札)

(2) 建設業法の土木工事業に係る主任技術者を専任で1名以上配置し得ること。

なお、配置予定の技術者については、常勤の自社社員であり、かつ開札日において、引き続き3箇月以上の雇用関係があるとともに、他の工事に技術者として配置されていないこと。

(3) 要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止措置を受けていないこと。

(4) 京都市行財政局財政部契約課(以下「契約課」という。)が実施した当該種目における一般競争入札(本市上下水道局が京都市長名で実施する同種目の入札を含む。)に応札し、低入札価格調査制度に基づく低入札価格調査(以下「低入札価格調査」という。)を経て契約したことにより、新たな入札への参加を制限されていないこと。

また、契約課が実施中の落札決定に至っていない同種目の他の入札(本市上下水道局が京都市長名で実施する同種目の入札を含む。)において、低入札価格調査の対象となる応札を行っていないこと。

(5) 関係会社の参加制限

本件入札に参加しようとする者で、次の各号のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの二者しか参加できない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

(ア) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

前各号と同視し得る資本関係又は人的関係にあると認められる場合

4 入札方法等

(1) 本件入札に参加する者は、1(1)~(3)の工事のうちいずれか1件を選んで入札すること。

なお、複数の案件に入札を行ったときは、その者の行った入札はすべて無効とする。

(2) 本件入札は、京都市電子入札システムにより行う。

京都市電子入札システムによる入札は、次のア又はイのいずれかの方法による。

ア 電子入札コアシステムに対応している認証局が発行した I C カード（本市に提出済みの「使用印鑑届」と同一人のもの又は受任者がいる場合には受任者のもので、かつ落札決定の日時までの間において有効であるものに限る。）を取得したうえで、京都市電子入札システムへの利用者登録を行っている者が、インターネットを利用して入札データを送信する方法（以下この方法により入札する者を「インターネット利用者」という。）

なお、インターネット利用者は入札データを送信しようとする日までに京都市電子入札システムへの利用者登録を行っていないなければならない。

イ 入札端末機利用者カード（規則第 6 条第 4 項に規定する入札端末機利用者カードをいう。）の交付を受けている者が、契約課に設置する入札端末機（規則第 6 条第 2 項に規定する入札端末機をいう。以下同じ。）を使用することにより入札データを送信する方法（以下この方法により入札するものを「端末機利用者」という。）

なお、端末機利用者が入札端末機利用者カードの発行を受けていないときは、入札期間終了の 1 時間前までに入札端末機利用者カードの発行を申請し、同カードの発行を受けていなければならない。

(3) 本件入札に参加しようとする者は、公告の日から入札期間初日の直前の開庁日の午後 5 時までに、次のア又はイの方法により、当該工事に係る設計図書等を入手し、積算のうえ、(7)に記載する入札期間に入札を行うこと。

ア インターネット利用者は、京都市電子入札システムにより、インターネットを利用して設計図書等をダウンロードして入手する（この場合、設計図書等を入手しようとする日までに、京都市電子入札システムへの登録を行っていないなければならない。）。

なお、インターネット利用者であっても設計図書等を購入することができ

るものとするが、この場合、京都市電子入札システムにより、インターネットを利用して複写承認書を入手し、(4)により設計図書等を購入する。

イ 端末機利用者は、契約課に設置する入札端末機により、複写承認書を入手し（この場合、複写承認書を入手できる期間終了の1時間前までに、入札端末機利用者カードの発行を申請し、同カードの発行を受けていなければならない。）、(4)により設計図書を購入する。

(4) 上記(3)ア後段及び(3)イにより当該工事に係る設計図書等を購入しようとする者は、前項で入手した複写承認書を、上記(3)の期間内に次の設計図書等の販売業者に提示して購入すること。

（設計図書等の販売業者）

株式会社吉川測器

京都市上京区東堀川通下長者町下る3丁目5-1

（電話075-451-5220）

ア 1(1)の想定販売金額 4,140円（A1青写真 13枚、A3青写真 2枚、A0+A1青写真 2枚、A4コピー 144枚）

イ 1(2)の想定販売金額 6,590円（A1青写真 1枚、A4コピー 154枚、A4カラー 2枚、A3コピー 10枚、A3カラー 2枚、A2コピー 3枚、A1コピー 7枚）

ウ 1(3)の想定販売金額 5,160円（A1青写真 17枚、A2青写真 9枚、A3青写真 1枚、A0+A1青写真 1枚、A4コピー 166枚、A4カラー 1枚）

(5) 落札価格は、入札金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業

者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含まない金額を入力すること。

(6) 入札者は、送信した入札データの訂正又は撤回をすることはできない。また、入札者は、入札データ送信後の辞退はできない。

(7) 入札期間

平成22年8月4日（水）、5日（木）及び6日（金）の午前9時から午後5時まで。ただし、端末機利用者は正午から午後1時までを除く。

(8) 予定価格及び最低制限価格

本件の入札対象である1(1)～1(3)の工事に係る予定価格及び最低制限価格は、次のとおりである。

ア 1(1)の工事に係る予定価格及び最低制限価格

(ア) 予定価格 19,240,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）

(イ) 最低制限価格 15,820,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）

イ 1(2)の工事に係る予定価格及び最低制限価格

(ア) 予定価格 19,440,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）

(イ) 最低制限価格 15,720,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）

ウ 1(3)の工事に係る予定価格及び最低制限価格

(ア) 予定価格 26,050,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）

(イ) 最低制限価格 21,210,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）

(9) 入札参加資格確認申請書等の提出

入札者は、次の書類を提出しなければならない。

なお、必要書類の作成に係る費用は申請者の負担とし、提出された書類は返却しないが、本市において無断で使用しないものとする。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書（用紙交付）

イ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（建設業法第27条の27の規定によるもので、同法第27条の29第1項に規定する総合評定値が記載されており、開札日において有効（審査基準日から1年7箇月以内）なものに限る。）の写し

ウ 技術者配置予定調書（用紙交付）

3(2)の技術者を記載し、その者の技術者資格及び雇用関係を証明し得る書類等の写しを添付すること。また、当該技術者については、開札日において、他の工事に配置されておらず、かつ落札決定の日時までの間においても、他の工事に配置する予定がないこと。

なお、落札した場合においては、技術者配置予定調書に記載された者と異なる者を配置すること及び履行の途中における技術者の変更は認められない。

(10) 入札参加資格確認申請書及び技術者配置予定調書の交付

本件入札の公告日から入札期間終了まで、契約課のホームページ（ホームページのアドレス <http://www.city.kyoto.jp/rizai/chodo/>）及び契約課に設置する公告閲覧専用端末機に入札公告と併せて入札参加資格確認申請書及び技術者配置予定調書を掲示するので、契約課のホームページ又は契約課に設置する公告閲覧専用端末機から当該申請書等をダウンロードのうえ、A4判の帳票として印刷し使用すること。ただし、公告閲覧専用端末機による交付期間及び交付時間は、京都市の休日を定める条例に規定する本市の休日（以下「休日」という。）

を除き、午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）とする。

(11) 入札参加資格確認申請書等は次の方法により提出すること。

ア インターネット利用者の場合

入札データを送信する際、ワード、エクセル（Office2003で扱えること。）

又はPDFファイル（Adobe Reader7.0で扱えること。）にして添付すること。

（添付できるデータは1ファイルのみであるので、入札参加資格確認申請書等を1つのファイルにして添付すること。）

イ 端末機利用者の場合

入札参加資格確認申請書等を封入、封かんし、封筒表面には入札番号、工事名及び工事場所のみを記載して、4(7)の入札期間内に2の場所に設置してある

「入札資料提出ポスト」に投函すること。

5 開札及び落札者の決定

(1) 開札予定日時

平成22年8月9日（月）午前9時30分

(2) 入札参加資格の確認

開札後、予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者について、入札参加資格の確認を行う。確認を行った結果、入札参加資格がないと認められるときは、その者の行った入札は無効とし、予定価格の範囲内で有効な入札を行った他の者のうち、最低の価格をもって入札を行った者について、入札参加資格の確認を行う。

なお、予定価格の範囲内で有効な入札を行った者のうち、入札金額が同額の者が二者以上あるときは、開札時に抽選により入札参加資格の確認を行う順位を決定する。

(3) 落札者の決定

予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者のうち、入札参加資格を有すると認めた者を落札者とする。

(4) 入札参加資格の取消し等

入札参加資格を確認する前に、入札者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その者の入札参加資格は認めない。また、入札参加資格の確認後、落札決定までの間に、入札者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その者の入札参加資格を取り消す。

ア 規則第2条第1項の規定により定めた一般競争入札参加者の資格を喪失したとき。

イ 3に規定する本件入札に参加する者に必要な資格を喪失したとき。

ウ 要綱第29条第1項の規定により定めた競争入札参加停止措置を受けたとき。

エ 契約課が実施した当該種目における一般競争入札（本市上下水道局が京都市長名で実施する同種目の入札を含む。）に応札し、低入札価格調査を経て契約したことにより、新たな入札への参加を制限されたとき。

オ その他市長が特に入札参加資格を有することが不適當であると認めたとき。

(5) 落札結果の公表

落札者を決定したときは、落札者に対して速やかに通知するとともに、落札者の商号（法人にあっては名称）及び落札金額等を、落札者を決定した日の翌開庁日の午後1時から契約課のホームページにおいて公表し、併せて2の場所で閲覧に供する。

なお、開札日に落札者を決定しないときは、すべての入札者の商号（法人にあっては名称）及び入札金額等を、開札日の翌開庁日の午後1時から落札結果の公表までの間、契約課のホームページにおいて公表し、併せて2の場所で閲覧に供

する。

(6) 落札者以外の入札者に対する書面による理由説明

落札者以外の入札者は、落札者とならなかった理由について書面による説明を求める場合は、落札者を公表した日の翌日から起算して2日後（日数の計算に当たっては、休日を除く。）の午後5時までに、その旨を記載した書面を2の場所まで持参し、提出すること。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

いずれの入札についても、入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

1(1)ア(ア)～1(1)ア(エ)、1(2)ア(ア)～1(2)ア(エ)、1(3)ア(ア)、1(3)ア(ウ)については免除。

1(1)ア(オ)、1(2)ア(オ)、1(3)ア(イ)及び1(3)ア(エ)については、納付。ただし、有価証券等の提供又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

7 入札の無効

規則第6条の2各号（第3号を除く。）に該当する入札及び予定価格を上回る価格の入札は無効とする。

8 その他

(1) 本件入札は、政府調達に関する協定の適用を受けるものではない。

(2) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 本公告に関する問い合わせ先 2の問い合わせ先に同じ。

- (5) 設計図書の内容に関する質問は受け付けない。
- (6) 公正な競争を確保するため、本件入札において互いに競争相手であった落札者（以下「契約者」という。）と落札者以外のもの（以下「非落札者」という。）とが次に掲げる事項を行うことを禁止する。
- ア 契約者が、非落札者に本件工事の施工に関して建設業法第2条第1項に規定する建設工事を請け負わせること。
- イ 非落札者が、契約者から本件工事を請け負うこと（2次下請、3次下請その他契約者と直接契約を締結しない場合を含む。）。

(行財政局財政部契約課)